

## 地下水浄化に係る第3次評価結果と追加対策（案）の概要

### 1 趣 旨

県境不法投棄現場の現場内地下水の浄化対策については、「現場地下水浄化計画」等に基づき、周辺地下水及び表流水並びに現場内地下水の汚染物質の濃度を環境基準値以下にすることを浄化目標として対策を進めている。

県ではこれまで、平成28年度に中間評価、平成30年度に第2次評価を行い、大口径集水井戸や大口径注水井戸を設置するなどの対策を講じてきた。

今般、令和2年4月から7月のモニタリングデータに基づき、地下水浄化に係る第3次評価を行い、これに基づく追加対策（案）の検討を行った。

### 2 第3次評価の結果

- (1) 第2次評価時（平成30年7月）と比較して、第一帯水層及び第二帯水層ともに、各エリアの平均濃度が低下傾向にあり、着実に浄化が進んでいる。
- (2) 第二帯水層高濃度エリアでは、令和元年度設置した大口径注水井戸からの注水により、エリア全体としては浄化が進んでいるものの、局所的に浄化が進んでいない井戸が存在する。
- (3) 今回の地下水浄化シミュレーションの結果、現場内で最も浄化の進捗が遅い第二帯水層高濃度エリアの平均濃度が環境基準値以下となる時期は、令和3年後半になる見通しとなった。

### 3 追加対策（案）の内容

第3次評価の結果を踏まえ、以下の追加対策を講じることとする。

- (1) 第二帯水層高濃度エリアで局所的に浄化が進んでいない井戸付近に、新たに注水井戸3基（DW-7、DW-11及びDW-18付近）及び注水用横ボーリング2本（DW-16及びア-43周辺）を設置する。
- (2) 第二帯水層低濃度エリア南側の揚水井戸（DW-5、DW-14及びDW-20）に注水し、注水・揚水を交互に繰り返すことにより浄化を促進する。
- (3) 第一帯水層県境部及び中央・下流部の観測井戸（ア-26、ア-52-1）に注水し、地下水の流動を促進する。